

## ピュアランド山の里 宿泊約款

### (適用範囲)

- 1、当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2、当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申し込み)

- 1、当ホテルに宿泊の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - ①宿泊者名
  - ②宿泊日及び到着予定時刻
  - ③宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
  - ④その他当ホテルが必要と認める事項
- 2、宿泊客が、宿泊中に前項第②号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約があったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

- 第3条 1、宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立したものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
  - 3、申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
  - 4、第2項の申込金を同項の規定より当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合作りに限ります。

### (申込金のお支払いは要しないこととする特約)

- 第4条 1、前条第2項規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2、宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合に及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### (宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
- ①宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - ②満室(満員)により客室の余裕がないとき。
  - ③宿泊しようとするものが宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあるとみとめられるとき。
  - ④宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - ⑤宿泊に関し合理的な範囲を超える負担をもとめられたとき。
  - ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させる事ができないとき。
  - ⑦兵庫県旅館業法施行条例の第4条の規定に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 1、宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2、当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約を応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3、当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客より解除されたものとみなし処理するすることがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 1、当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- ①宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められとき、または同行為をしたと認められるとき
  - ②宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - ③宿泊に関して、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - ④天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - ⑤兵庫県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき。
  - ⑥寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたづら、当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき
- 2、当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 1、宿泊客は宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項の登録をしていただきます。
- ①宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - ②外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び年月日
  - ③出発日及び出発予定時刻
  - ④その他当ホテルが必要と定める事項。
- 2、宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 1、宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時30分から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発時を除き、終日使用することができます。
- 2、当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。その場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- |         |        |      |
|---------|--------|------|
| ①午後3時まで | 室料相当額の | 30%  |
| ②午後6時まで | 室料相当額の | 60%  |
| ③午後6時以降 | 室料相当額の | 100% |
- 3、前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規約の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規約に従っていただきます。

- 第11条 1、当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
- ①フロント・キャッシャー等サービス時間  
フロントサービス 午前8時～午後10時
  - ②飲食等施設サービス時間  
イ、朝食 午前7時00分～午前9時00分  
ロ、昼食 午前11時30分～午後2時30分(ラストオーダー午後2時00分)  
ハ、夕食 午後5時00分～午後8時30分(ラストオーダー午後8時00分)  
ニ、ラウンジ 午前8時00分～午後9時00分
  - ③附帯施設サービス時間  
イ、売店 午前8時00分～午後9時00分  
ロ、展望風呂 午前6時00分～午前8時00分  
午後3時30分～午後10時00分
- 2、前項の時間は、必要上やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(客室の使用時間)

- 第12条 1、宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2、前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は、当ホテルが請求したとき、フロントに於いて行っていただきます。
- 3、当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第13条 1、当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

- 第14条 1、当ホテルは、宿泊客の契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件によるほかの宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2、当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

- 第15条 1、宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2、宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊施設の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条
- 1、宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
  - 2、宿泊客がチェックアウトしたそののち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。
  - 3、前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前述第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条
- 1、宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の預託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条
- 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。
- |     |               |
|-----|---------------|
| 別表1 | (宿泊料金などの算出方法) |
| 別表2 | (違約金)         |

(注)

- 1、%は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
- 2、契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3、団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合は、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合はそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合は切り上げ)にあたる人数については違約金は頂きません。

ホテルの公共性とお客様に安全かつ快適にご滞在いただくために、次の通り利用規則を定めていますので、お守りいただきますようお願い申し上げます。

●保安上の注意事項

- ・ご滞在中、客室からお出かけの際には、必ず施錠をご確認ください。
- ・ホテルの外にお出かけの際には、必ずキーをお持ちください。  
(フロントにお預けになっても結構です)
- ・ご在室中やご就寝の際には、必ずドアロックをおかけください。来訪者がありました際には、すぐにドアを開けずに、ドアロックを掛けたままで開扉してください。万一不審者と思われた場合は、直ちにフロント内線「103」、又は「104」番までご連絡ください。来訪者との客室での面談はご遠慮ください。

●火災予防上の注意事項

- ・禁煙室及びベッドでの喫煙は、固くお断り申し上げます。
- ・喫煙場所以外でのお煙草もご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・客室内では、備えつけ以外の暖房用、炊事用の器具及びアイロン等のご使用にならないでください。
- ・その他花火、線香、ろうソク等、火災の原因になるような物品はご使用にならないでください。

●一般的な注意事項

- ・ホテル内に他のお客様のご迷惑となるようなお持ち込みはご遠慮ください。
- ・発火又は引火しやすい火薬や揮発油及び危険性のあるもの
- ・許可証のない銃砲、刀剣類
- ・悪臭を発するもの
- ・犬、猫、小鳥、その他動物ペット類全般
- ・著しく多量な物品
- ・その他法令等で所持を禁止されているもの
- ・ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為、声高放歌、許可のない楽器演奏行為、など他のお客様にご迷惑をかけたり、嫌悪感を与える行為はなさないでください。
- ・客室やロビーでの営業行為、また客室を事務所などの宿泊以外の目的に使用しないでください。
- ・ホテル内で、広告、宣伝物の配布や貼付けをしたり物品の販売をしないでください。
- ・ホテル内の施設は所定の場所や用途以外でのご利用はご遠慮ください。また、現状を著しく変更してご利用にならないでください。
- ・ホテルの外観を損なうようなものを窓やベランダにかけたり、陳列したりしないでください。
- ・ご利用の客室以外、廊下やロビーなどに所持品を放置しないでください。
- ・ホテルの外からの飲食物の持ち込み、及びご注文をなさらないでください。
- ・緊急事態あるいはやむを得ない事情がない限り、非常階段、屋上、塔屋、機械室などには立ち入らないでください。
- ・不可抗力以外の事由により建造物、設備、備品その他のホテルの物品を損傷汚損あるいは紛失させた場合、相当額の賠償を申し受けることがございます。
- ・ホテル内のレストラン、ラウンジ等をご署名によってご利用される場合は、宿泊カードをご提示ください。
- ・未成年のみのご宿泊は特に保護者の許可がない限り、お断りさせていただきます。
- ・ご滞在中のお客様のお部屋は、外出時に清掃を行います。その時点で、係りがお伺いいたしまして不都合がおりますお客様は「起こさないでください」の札をドアノブにお掛けの上、外出いただきますようお願い申し上げます。

## ピュアランド山の里 宿泊のご案内

この度はピュアランド山の里にご宿泊いただき、誠にありがとうございます。  
ご滞在中は、どうぞごゆっくりお過ごしください。

- 利用時間 ご宿泊のお時間は、午後3時30分から翌朝午前10時00分まででございます。ご滞在中の延長をご希望される場合は、予めフロントまでご連絡ください。  
下記の通り延長料金を申し受けます。
  - ・午後3時まで 基本室料の30%
  - ・午後6時まで 基本室料の50%
  - ・午後6時以降 基本室料の100%
- お食事 ご昼食 午前7時00分～午前9時00分  
和食レストランにて準備しております。  
ご夕食 午後5時00分～午後8時30分(ラストオーダー8時00分)  
原則として和食レストランにてお願いいたします。  
別室(大広間)での宴会のお客様につきましても午後8時30分まで  
にお願いいたします。
- ご入浴 チェックイン後、翌日の午前8時00分までご利用頂けます。  
(午後10時00分から翌朝の午前6時00分まではご利用頂けません)  
石鹸・シャンプーは浴場にご用意しております。  
心臓疾患や伝染病疾病の方、医師から入浴を禁止されている方、酒気を帯び  
た方、刺青をされた方のご利用は固くお断りいたします。  
※展望風呂は本館6階にございます。
- カギ オートロックではございません。外出の際は施錠をお願いいたします。  
客室からお出かけの際には、必ずキーをお持ちください。
- 貴重品 備え付けの金庫をご利用いただくか、フロントにてお預け願います。  
客室での盗難につきましては、責任を負いかねます。
- 駐車場 お車でのお越しのお客様は、車内に貴重品を置かないようお願いいたします。  
駐車場での盗難、事故には責任を負いかねます。
- 電話 内線専用になっております。外線にはご利用いただけません。
- ご訪問客 ご来訪のお客様との面会は、ロビー、ラウンジをご利用ください。
- 冷蔵庫 客室内の冷蔵庫はご自由にお使いください。
- アイス 氷をご希望のお客様は、内線「103」又は「104」番までお申し付け  
ください。
- モーニング ベッドサイドの時計をALARMの位置にセットしてご利用ください。
- コール フロントにてモーニングコールも承っております。内線「103」又は  
「104」番までお申し付けください。
- 非常口 客室内インフォメーションブックに非常口及び避難経路を表示してありま  
すので入室後、ご確認ください。
- 緊急の場合 火災等緊急事態を発見された方は、速やかにフロント迄ご連絡ください。
- 喫煙 禁煙室及びベッドでの喫煙は火災の原因となりますので、固くお断り申し  
上げます。また、喫煙場所以外でのお煙草もご遠慮下さいますようお願い  
申し上げます。
- お会計 チェックアウト時にフロントにてお願いいたします。
- フロント ご滞在中のご用命はフロントで承ります。  
内線「103」または「104」をダイヤルしてください。
- その他 ご不明な点はフロント内線「103」または「104」番にてお確かめく  
ださい。

どうぞ、ごゆっくりお過ごしくださいませ。

ピュアラント山の里 支配人